

アイラスカード利用規約

1. 資格

- ・本規約に同意の上、お申し込みいただいたお客様が対象となります。
- ・会社、法人名義及び同業者の方はお申し込みいただけません。

2. 申し込み方法

- ・当グループ加盟事業者まで「個人会員登録用紙」により、直接お申し込みください。

3. アイラスカードのご利用方法について

- ・アイラスカードはご本人様、若しくはお付き添いの方のみご利用いただけます。
- ・アイラス介護タクシーグループ加盟事業者をご利用の際、ご乗車時に提示ください。
- ・アイラスカード発行後、翌日以降のご乗車からご利用いただけます。

4. アイラスカードご利用の注意点

- ・アイラスカードのご利用は2000円以上の現金精算分またはクレジットカードご利用分についてのみ有効です。
- ・アイラスカードをご提示いただいた場合、上記精算分より5%を割引させていただきます。ただし、運賃以外の介助料や機材貸出料の合計を割引の上限とさせていただきます。
- ・複数のアイラスカードを同時にご利用いただくことはできません。
- ・福祉タクシー券やその他自治体などによる補助部分、高速・有料道路料金や駐車場料金等の立替金は値引き対象額より除きます。
- ・障がい者手帳所持のお客様は障がい者割引した後に5%値引きとなります。
- ・生活保護受給のお客様のご利用において、料金を自治体が負担する場合は割引の対象にはなりません。
- ・コールセンターにご予約の際は、アイラスカード所有の旨と担当事業者をお知らせください。

5. 個人情報の取り扱いについて

- ・原則として、アイラスカード所有者の以下の例外を除き事前の同意なく第三者に対して知りえた情報を開示することはありません。
 - ・法令に基づき開示を命じられた場合。
 - ・当グループ及び加盟事業者、その他第三者の権利、利益、名誉等を保護するために必要であると当グループが判断した場合。
- ・会員登録の際に知りえた個人情報は、当グループ及び当グループ加盟事業者からのご案内などに利用させていただくことがございます。
- ・ご記入いただいた会員登録用紙等は担当事業者の責任において管理いたします。また、登録した個人情報は、当グループの「個人情報への取り組み」に従い、管理します。

6. アイラスカード利用規約の追加・変更

- ・アイラスカードの利用規約は予告なく本サービスの内容を終了、中止又は変更させていただくことがあります。